令和５年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会会議録（要旨）

１　日　時　　令和６年２月９日（金）午後３時から午後４時２０分まで

２　場　所　　県行政庁舎７階　保健福祉部会議室

３　出席委員（敬称略）

伊藤　大介（仙台法務局人権擁護部第二課　課長）
小野　久恵（宮城県老人福祉施設協議会　理事）
小幡　佳緒里（仙台弁護士会　弁護士）
佐々木　悠輔（特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事）
鈴木　郁子（公益社団法人宮城県看護協会職能理事（看護師職能Ⅱ））
鈴木　徳子（公益社団法人 認知症の人と家族の会宮城県支部副代表）
髙橋　利行（特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会理事）
土井　勝幸（宮城県老人保健施設連絡協議会　副会長）

４　公開の可否　公開

５　傍聴者　０名

６　開会

（事務局）

本日の出席は名簿の配布をもって紹介に代えさせていただく。

なお、一般社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部の鈴木徳子委員は千葉由美委員の後任となるので紹介させていただく。

７　会議の成立及び会議録の公表について

本委員会は９名の委員で構成され、本日は８名の委員に出席をいただいていることから、高齢者権利擁護推進委員会条例第４条第１項の規定により、会議として有効に成立していることを報告する。また、宮城県情報公開条例に基づき公開となり、会議録は公表されることとなるので、了承願いたい。

８　報告

（土井委員長）

簡単に一言挨拶申し上げる。コロナ禍も落ち着きを見せてきたかに見えるが、私の施設でもクラスターが発生した一方で、重症化する方はおらず、以前のコロナとは毛色が異なることを実感している。こうした形で対面で委員会を開催できることを嬉しく思う。

議事に入るにあたり、議論の時間は十分に取っているが、質疑応答に限らず日頃から権利擁護に取り組まれる各団体の御報告並びに計画などがあったら発言願いたい。

それでは議事に入る。次第の２報告のうち（１）から（５）については関連する内容であることから、一括して事務局から説明願いたい。

（事務局）

（資料１に基づき説明）

（土井委員長）

ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見やご質問がある場合は挙手の上で発言願いたい。

（土井委員長）
１の高齢者虐待に関する調査結果概要について、全国的にも高齢者虐待が高止まりしている状況は、宮城県も同じ状況であることは数値から見てとれる一方で、２の施設での身体拘束廃止に向けた取組みに関しては、身体拘束がかなり減少している状況が見てうかがえる。高齢者虐待がまだまだ県民に浸透していない状況かもしれないが、認知症の人と家族の会の鈴木委員はこのあたりのことを実感することはあるか。

（鈴木委員）
周りでこれは虐待ではないかと思うことがあっても、本人が家族をかばうこともあるが、この調査で身体拘束の件数がだいぶ減っているということは、虐待はなかったということか。

（土井委員長）
正確に把握しきれていないのではないかというご指摘だが、県の立場としてはどんな実感を持っているか。

（事務局）
３年に一度、みやぎ高齢者元気プランの改訂に合わせて照会しているものであり、回答いただいたものについてはこういうことだが、その可能性は否定できない。

（土井委員長）
施設に通ってない声なき声を拾えるような取組みについて、検討いただきたい。

（小幡副委員長）
成年後見制度の利用に関する情報交換会において把握した課題について、市町村と司法関係団体との関わりが希薄とあるが、具体的にどういう関係性を作ることが理想であり、そこにどれくらい到達していないのか。

（事務局）
令和６年１月９日から１９日にかけて開催した情報交換会の中で市町村から出された意見としては、忙しくて新たに何かに取り組むことは難しい、司法職にどのようにアプローチしていいか分からないといったものがあった。目標に対してどのくらい進んでいるかというと、市町村との情報交換会などを開催した際に、このような声が出ないようになることがゴールだとすれば今途上にあるので、県としては既存の制度の周知を徹底していく。

（小幡副委員長）
何か後見制度について聞きたいことや協力してもらいたいことがある時に、どこに何を聞いたらいいのかわからない、そういう意味合いだと思うので、情報交換とか意見交換の開催では足りず、こういう点はここに相談すれば良いというような仕組みづくりをした方がいいのではないか。意見交換会を重ねるより、ストレートにこういうテーマについてはここで確認、相談できる仕組みを作る方が、より直接的で良いと思うので、検討いただきたい。

（佐々木弁護士）
今の質問に関連して、１月１１日の情報交換会に参加した立場として、現場の肌感覚を申

し上げると、希薄というのはやはりちょっとしたことを相談したいときに、まずどこに相談していいのか分からないという声が一番大きかった。昨今、司法職派遣の制度ができ、一つ前進だと思うが、ちょっとしたことをすぐ聞ける制度ではないので、その部分がまだまだ足りないことが現場としての悩みだという声がたくさん上がった。また、担当者の人事異動による理解、経験不足に関連するが、司法職との繋がりは属人的であり、司法職と顔がつながっていて話しやすい担当者がいる市町村についてはコネクションがあるが、そうではない市町村はどこに連絡していいか分からないといったことや、一度繋がりができたが、人事異動により引継ぎがうまくできず、ゼロからやり直しといったことを感じた。副委員長がおっしゃったように、属人的にやっていても、どこかで限界が来るので、組織的な仕組みづくりが大事だと思う。各自治体で本来的にやらなければいけないことかもしれないが、自治体によってノウハウにばらつきがあり、市町村任せにしてはうまくいかないところもあると思うので、県で仕組みづくりをしていただきたい。

（事務局）
貴重なご助言を頂戴した。参考にして実施に向けて検討していく。

（小野委員）
中核機関とは具体的にどのような名称で存在しており、それは県民に周知されているのか。

（事務局）
中核機関は地域包括支援センターの中に設置をしたりするため、決まった名称はないが、成年後見制度を利用促進していく上で、行政、司法職などが連携する会議体のようなものを各市町村で決めて、取り組みを進めていく組織体のことを指す。

（佐々木委員）
補足すると、高齢や障害の分野で困りごとがある時に行けば適切なところにつながるという意味の中核の機関を作ることが法制度の一番核のところであり、どういうネーミングをその窓口につけるかは、基本的に自治体に委ねられている。高齢分野は地域包括支援センターの中に設ける自治体が多く、障害分野は障害者支援事業所や障害福祉課などに設けるところが多い。また、自治体からは新しい部署や箱物を作らなければいけないのかという質問が出るが、すでにある仕組みを使うことでも構わず、とにかく高齢、障害分野でお困りの方がいたら、相談に乗ってもらえるところのことである。今ご指摘を聞いて、まさにどこにそういうものがあるのか分からない状態が、既に宮城県の進め方の遅れを物語っていて、中核機関未設置市町村数が２７、検討すらできていない市町村数は１９とワーストに近い。自治体ごと事情があるにせよ、令和６年度末までに設置しなければならないことになっているため、全国的にも宮城県の遅れは非常に目立っている。先日の情報交換会でも、進んでいる自治体の様子を見てもらい、前向きに検討するような話はしたが、どうしても自治体まかせ、市町村任せで、うまくいかない部分もあると感じる。

（小幡副委員長）
中核機関について、市町村の中に司法関係者や行政などで成年後見制度を浸透させるための協議をしたり、進めていくことを目的とした協議体などの機関を設置することかと思ったが、そうではなくいわゆる相談窓口の設置という理解で良いか。

（佐々木委員）
中核機関は相談窓口だけではなく、市民向けの窓口的なところや内部的に司令塔的な役割を担い、協議会の事務局的な機能を持つ部署を中核機関と定めている。また、中核機関とは別に司法関係者や行政が集まって協議をする協議会というものもあり、相互的に連携している。

（小幡副委員長）
中核機関が設置されている市町村というのは、基本的にここに行けば成年後見に関する疑問や支援を受けられる窓口が整備されているという理解か。

（佐々木委員）
理想形はそうである。しかし、中核機関設置済みの８自治体に関して、今申し上げたような理想形の窓口が全部完璧にあるかというとそうではなく、また、１００パーセント整わなければ中核機関を名乗れないということでもない。広報機能や事務局機能、相談機能などのいずれかの機能を見合わせ、小さく生んで大きく育てるではないが、まずは中核機関と計画を作って内部的に中核機関を名乗らせて、そこから機能を増やしていくというような意味では、８自治体全ての相談窓口が完璧に機能しているわけではない。

（土井委員長）
先ほど令和６年度末までの整備という言葉もあり、特に来年度の事業計画が重要になるが、次の説明が計画になることから、その説明を聞いてから議論することとしたい。
では、次第の３、令和６年度事業計画（案）について、事務局から説明願いたい。

（事務局）
（資料２に基づき説明）

（土井委員長）
先ほど髙橋委員が手を挙げていただいていたことを失念しておりましたので、ご発言いただきたい。

（髙橋委員）
成年後見制度に関する相談件数はどのくらいか。本人がされたくないことに関する取組みは進んでいる一方で、本人のこういうことをしたいというところの応援もケアマネジャーとして取り組まなければならないが、そもそもの相談件数が少ないのであれば私たちも成年後見制度に関する活動に取り組む必要があると思う。

（事務局）
成年後見制度に関する相談の調査結果は特段とりまとめていない。

（土井委員長）
本人の声につながるかもしれないので、精査する機会があれば対応願いたい。
それでは、事業計画（案）に関して、ご意見やご質問がある場合は挙手の上で発言願いたい。

（佐々木委員）
（仮称）宮城県成年後見制度利用促進協議会の現段階での具体的な内容はどのようなものか。

（事務局）
都道府県協議会と呼ばれるものは、国の第二期基本計画で令和６年度末までの設置が目標として示されているが、現在設置要綱を作成しているところであり、市町村の意見を聞きながら令和６年度の初めの方には発足させたいと考えている。具体的には、毎年予算要求の時期に年１回開催し、予算や事業内容について協議会内で共有するような場にしていきたいと考えている。

（佐々木委員）
都道府県協議会は、例えば進捗が進んでいない市町村について、協議会の場でサポートしたり、ノウハウの共有をしたり、県が各市町村に支援をしていくようなイメージか。

（事務局）
委員ご指摘のとおりである。

（伊藤委員）
市町村長申立て研修について、令和６年度から新規で開催することとなった背景にはどのようなことがあるか。

（事務局）
市町村長申立という制度はあるが、なかなか利用されていない状況にある。また、市町村からは、マンパワーや時間が足りないという声があった。この点を支援していくことが県の役目であり、このような制度の利用ニーズはあることから研修実施の検討に至った。

（小幡委員）
宮城県は中核機関の設置がワーストに近い状況にあるが、設置を促進できるような支援について、県として事業計画の中に盛り込んでいることはあるか。

（事務局）
既に中核機関を設置している自治体もあることから、情報交換会の際に、設置済み市町村と未設置市町村が入るようにグループ分けをして開催することで、未設置市町村が設置済み市町村の話を聞きながら、取組を進められるように今後も実施していきたい。また、都道府県協議会においても、設置事例等を情報提供していきたい。

（小幡委員）
市町村での取組みが進むように、各市町村と情報のマッチングをするといったことを計画としては考えているということか。

（事務局）
この他にも、中核機関や計画を策定するにあたり、司法的知識は必要不可欠であることか

ら、県の司法職等派遣事業を活用していただけるよう周知をしている。

（小幡委員）
直接的なメッセージが伝わるようにアドバイス等を計画に盛りこめれば良い気がする。

（鈴木委員）
後見人制度については、地域包括支援センターにも推進するようにということで、職員の何名かは研修に行ったりもしていて、実際に動いているところもある。

（土井委員長）
この体制整備は令和６年度末までにしなければならないものなのか。そうであるならば、もっと強力に推進していかなければ進まないような印象を持つ。

（事務局）
これは、令和６年度を目標とすることになっていることから、この目標を見ながら全国の進んでいるところ、遅れているところ、それぞれの取組を進めていくというふうに認識している。宮城県は進んでいない状況下にあるので、可能な限り早期に体制整備を進められるよう、来年度当初に目標設定をし、協議会等で皆さんと共有していきたい。ウェブ開催で全市町村の担当者に参加していただき、今年度中に取り組むことの共通認識を図り、情報共有していきたい。

（土井委員長）
ぜひゴール設定というところのメインが必要だと思うので、取り組んでいただきたい。

（佐々木委員）
司法職派遣について、司法職の立場で派遣されて、具体的な案件について考え方を示したり、家裁との繋がりもあることから成年後見制度そのものの話はできるが、中核機関の作り方についてはノウハウがあるわけではないため、協力はするにしても、アドバイスができるところではない。司法職派遣事業を進めることはいいことだと思うが、それだけで中核機関の設置が進むわけではないことをご理解いただきたい。
ここからは提案になるが、中核機関設置までの段取りが分からない自治体が多いため、宮城県内で先行している中核機関設置済みの市町村をモデルケースとして、県主導で作成する等直接的な支援をした方が話は進むと思う。また、情報交換会で進んでいる自治体と進んでいない自治体を組み合わせることは有効だと思うが、２時間程度なので参考になることはあっても、その場で終わってしまうことが非常に多く、具体的な手順や段取りを生かせているかというと、そうはなっていないのが実情だと思う。そこで、中核機関設置までのモデルケースをまとめて、各自治体に照会するような取り組みもしていただきたい。

（土井委員長）
非常に重要な提案だと思うが、これについて事務局はどうか。

（事務局）
段取りから分からない市町村にとって、モデルとなるような県内の事例は相当参考になる

と思う。作成に向けて検討する。

（土井委員長）
非常に重要だと思うので、是非作成していただきたい。

（伊藤委員）
成年後見制度の普及・啓発について、気軽に相談できて、的確な回答ができる体制を構築することが最終的な目的であり、地域包括支援センター等がハブとなり各施設等内で成年後見制度を理解して、当事者の意思尊重につなげることが理想だと思うが、その場合、事業計画の中で一番重要なことは、普及啓発研修等の研修だと思う。実務に就いている方が研修を受講して制度を理解し、高齢者に接している中で当てはめられる人を増やすことが一番時間はかかるが、地道に取り組まなければ制度の普及にもつながらないと思う。研修を受講した方が、職場や地域包括支援センター等の他の職員を支援できるような体制を目指せるような形が望ましいので、長期的なビジョンで取り組んでいただきたい。
法務局で、虐待や認知症等も含めた人権相談を受けた際に、自分たちで解決できかねるときは、包括支援センターに相談することも多くある中で、包括の中でうまく繋がらずたらい回しになることは好ましくないので、検討していただきたい。

（土井委員長）
実務者等の育成や理解を深めることが重要だと思うので、よろしくお願いしたい。
今までの御意見御質問について事務局からいかがか。

（事務局）
来年度から新しい体制で取り組むこともあり意気込んでいたが、こういった取組みを忘れてはならないといった声等をいただき、非常に心強く感じる。いただいた御意見等を参考にさせていただきながら進めて参りたい。

（土井委員長）
県民の皆様に周知・広報がしっかりされなければならないことを踏まえた上で事業を進めていただきたい。その他に発言等がないようなので、今後の事業執行にあたっては皆様からいただいた御助言等を踏まえた上で執行願いたい。

９　開会
（事務局）
本日の皆様からいただいたご意見やご提案などを踏まえて、来年度の取組を進めて行きたいと考えている。
以上をもって、令和５年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会を終了する。